

令和6年度

三宮駅西線通路及び周辺地下空間リニューアル基本計画業務

公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年8月

神戸市

I 業務概要

1. 背景と目的

神戸市では、目指すべき都心の将来像として、平成 27 年 9 月に「神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]」及び「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定した。また、平成 30 年 9 月には、官民共通の具体的な目標像として、「神戸三宮「えき~まち空間」基本計画」を策定した。そして、令和 4 年度には、「えき~まち空間」及び税関線を対象に、「公共空間」に備えるべき役割や機能等の整理、周辺の建築物等のあり方をまとめた、各事業（公共事業及び民間事業）の設計に必要となる「神戸三宮「えき~まち空間」・税関線 景観デザインコード」（以下、景観デザインコード）を策定し、「えき~まち空間」部分における公共空間のデザインについて、「景観デザインコード」を踏まえながら、周辺各事業の進捗に合わせたデザイン検討を行っている。

地下空間についても神戸の玄関口として、地上部のスケジュールにあわせたりリニューアルが進められている。本業務では、神戸市営地下鉄西神・山手線の三宮駅、新たに整備されるさんちか新通路、JR 三ノ宮新駅ビル等を接続する地下通路（駅西線）およびその周辺地下空間を対象とし、デザインの方向性の検討を行う。

また、地下通路に挟まれたエリア（新設広場）において、にぎわいの生まれる場所となるよう使い方、デザインの両面から検討を行う。

2. 業務名

三宮駅西線通路及び周辺地下空間リニューアル基本計画業務

3. 業務内容

別添「三宮駅西線通路及び周辺地下空間リニューアル基本計画業務特記仕様書」による。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

6. 選定方法

三宮駅西線通路及び周辺地下空間リニューアル基本計画業務事業者選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

選定された提案者には通知書を発送し、選定されなかった者にはその旨を記載した書面を発送する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

7. 提案上限額

15,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

II 応募要領

1. 参加企業の全体構成

(1) 参加企業の定義

神戸市の求める事業を遂行することができる能力、資力、信用及び実績を有する単独の企業もしくは、それらを有する複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 共同企業体の参加における条件

- ①参加企業が共同企業体の場合は、参加意向表明書に関する提出書類の提出時に構成企業について明らかにすることとする。
- ②構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、神戸市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。
- ③構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ④代表企業及び共同企業体の代表者は、参加手続きや契約協議等、神戸市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- ⑤構成企業は、他の共同企業体の構成企業にはなることができないものとする。ただし、契約締結後に他の共同企業体の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、神戸市の承諾を得るものとする。

2. 参加資格要件

参加企業（共同企業体の場合は全ての構成企業）は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 参加資格要件

- ①代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- ③本市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- ⑥神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている団体でないこと。
- ⑦別紙特記仕様書の趣旨を理解し、本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行う能力を有していること。

(2) 技術者要件

- ①管理技術者（共通仕様書第3条第9項）の業務経験等
・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

3. 参加資格の審査

- (1) 本プロポーザルへ参加を表明しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出しなければ

ばならない。

- ・参加意向表明書【様式 1-1】
- ・公募型プロポーザル参加資格確認書【様式 1-2】
- ・共同企業体認定申請書【様式 4-1】（※共同企業体の場合のみ）

(2) 提出期限までに参加意向表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、本プロポーザルに参加することができない。

4. 提案の手続き等

(1) 担当部局

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：古川、藤川、伊藤

TEL 078-984-0246（直通） FAX 078-222-1605

E-MAIL ekimachi@office.city.kobe.lg.jp

(2) 事業者選定までのスケジュール

①全体スケジュール

内容	期日等
実施要領等の交付	令和6年8月13日（火）～
質問書の受付	令和6年8月13日（火）～令和6年8月27日（火）
質問書への回答	令和6年9月2日（月）
参加意向表明書の受付	令和6年8月13日（火）～令和6年9月6日（金）
提案書類の受付	令和6年9月26日（木）
選定委員会開催日	令和6年9月下旬～10月上旬
選定結果の通知・契約の締結	令和6年10月中旬

②仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和6年8月13日（火）～

ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。

交付場所：(1)に同じ

本市のホームページよりダウンロード可

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/ekinishisen.html>

③資料の提供

過年度の関係資料が必要な場合には次の書類の提出により提供する。

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 資料借用申請兼誓約書【様式 1-3】

提出方法：電子メールによる

④質問受付、回答期間

受付期間：令和6年8月13日（火）～令和6年8月27日（火） 15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 質問回答書【様式5】(ワード形式)

提出方法：電子メールによる

回答：令和6年9月2日(月)

回答方法：参加者全員に対してメールで回答、本市ホームページで公表

⑤参加意向表明書の受付

提出期限：令和6年8月13日(火)～令和6年9月6日(金)15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 参加意向表明書【様式1-1】

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書【様式1-2】

ウ 共同企業体認定申請書【様式4-1】(※共同企業体の場合のみ)

提出方法：電子メールによる

⑥提案書類の提出

提出期限：令和6年9月26日(木)15時まで

提出場所：(1)に同じ

提出書類：ア 企画提案書表紙【様式2】

イ 業務経歴(会社概要)【様式3-1】

ウ 担当者の業務実績(同種・類似業務の実績等)【様式3-2】

エ 企画提案書(本要領及び特記仕様書に基づくもの)【任意様式】

企画提案書には下記を含むものとする

・業務実施方針

次の3つのテーマに沿って考え方をまとめること。

①業務対象エリアの特性や課題

②周辺地下空間の整備状況を踏まえた駅西線および周辺地下空間のデザインの方向性

③新設広場ににぎわいを創出するための機能

・工程計画

・業務実施体制(配置担当者の業務内容等)

※本要領及び仕様書に基づき、業務の内容について具体的に提案すること。また、評価表に基づき採点するため、評価項目に沿った提案とすること。

※A4サイズ、カラー・モノクロ指定なし、各テーマ1ページ程度とする。

※文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

※必要に応じて、文章を補足するための概念図、構成図、平面図等、イラスト等は可とするが、具体的な設計図やこれに類するパース等、詳細な書き込みは不可とする。

なお、条件に適合しないと判断した場合は、評価の引き下げや失格となる。

(参考)国土交通省大臣官房営繕部 技術提案における視覚的表現の取り扱いについて

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001583743.pdf>

オ 見積書・積算根拠【任意様式】

カ 共同企業体協定書【様式 4-2】（※共同企業体の場合のみ）

キ 辞退届 1 部別紙【様式 6】（※辞退する場合）

提出方法：持参、郵送による

提出部数：【提案を行う場合】ア+エ：正本 1 部、副本 8 部

イ、ウ、オ（、カ）：1 部

※副本に附する企画提案書表紙については、【応募者】以下を空欄とすること。

【辞退する場合】キ：1 部

⑦選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

開催日：令和 6 年 9 月下旬～10 月上旬

日時及び場所については、別途通知する。

⑧選定に関する事項

（1）選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
企画提案	① 業務対象エリアの特性や課題を捉えているか	20
	② 周辺地下空間の整備状況を踏まえたデザインの方向性となっているか	20
	③ 島状区画ににぎわいを創出するための機能が盛り込まれているか	20
独自提案	④ 提案に特に優れた点、又は仕様書に付加すべき点があるか。	5
業務遂行力・実績	⑤ 業務のスケジュールは実現可能なものとなっているか。	10
	⑥ 同種業務の実績があり、担当者の人員配置や業務実績を含め、事業実施のために十分な体制が構築されているか。	10
価格	⑦ 提案上限額を下回り、業務遂行が十分可能な金額となっているか。	5
地元企業	⑧ 地元企業（市内に本店を有する企業）もしくは準地元企業（支店等が市内にある企業）が構成企業に含まれているか。	10
合計		100

（2）選定方法

- ・本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね 5 社とする。
- ・書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知した上で、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ・プレゼンテーションの資料については、企画提案書を基にすること。企画提案書から新たに資料を作成・追加することは認めない。
- ・選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行い、各選定委員の評価点数の合計点により順位

を決定する。

- ・評価を行った結果同点となった場合、企画提案（①～③）の合計得点が高い者を上位とする。
- ・最も評価が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が50点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する考え方や実施体制等に関する提案書の提出を受け、当該業務に適した者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではない。そのため、委託先に決定した場合でも、必ずしも「提案書」の提案内容に沿った計画が行われるものではない。

⑨失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑩選定結果

選定結果は、令和6年10月中旬に全ての提案者に書面で通知し、また、本市ホームページに掲載する。
なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

⑪契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・選定された候補者が辞退、その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうち、選定委員会の結果における上位の者から順に契約に向けての協議を行うものとする。

5. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本プロポーザルへの参加は無効とする。
- ・提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場

合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：古川、藤川、伊藤

TEL 078-984-0246（直通）

FAX 078-222-1605

E-MAIL ekimachi@office.city.kobe.lg.jp